

葛南教育事務所だより



千葉県教育庁葛南教育事務所

〒273-0012 船橋市浜町2 -5 -1

Tel 047-433-6017 Fax 047-433-3169



♪ よりよい授業づくりと学校体制づくり 【指導室】

指導室が重点的に取り組んできた4つの視点

- 1、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
- 2、生徒指導の充実と安全・安心な学校体制づくり
- 3、特別支援教育の推進を支える学校体制づくり
- 4、家庭教育への支援と家庭・地域との連携・協働の推進



令和7年度、指導室では「合同訪問」54校、「要請訪問」121校への訪問を実施しました。これらの訪問では、授業づくりにとどまらず、生徒指導、特別支援教育、社会教育など多角的な視点から助言や支援を行い、各校の教育活動の充実に努めてまいりました。

また、校内における教員構成の変化を踏まえ、初若年層の教員が増加している現状に対応するため、臨時的任用教諭を含む初若年層教員を対象とした「1日研修」を実施しました。本研修は、指導主事が対象教員の学級で1日を共に過ごし、日々の実践上の課題について共に考え、解決に向けて支援する伴走型の研修です。

今後も引き続き、学力向上、いじめの未然防止および早期発見・初期対応の強化、不登校児童生徒や学校への支援、さらには地域との連携の充実に取り組んでまいります。

以下、当室の重点目標に照らした取組状況についてお伝えいたします。



(1) 授業改善

ICTの効果的な活用により、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる取組が各校で進められています。今後も「葛南スタイル」を指標とし、児童生徒が自ら問いを立て、得意分野を伸ばしながら主体的に学ぶ探究的な学習の実現を推進していきます。

(2) 安全・安心



生徒指導の実践上の視点を踏まえた授業づくりや学級経営が意識されています。「学校いじめ防止基本方針」については、いずれの学校においても年度ごとの改訂が行われていました。今後も、いじめの未然防止や不登校支援の充実、SOSの出し方に関する教育等の取組をお願いします。



(3) 特別支援教育

「教室の前面すっきり」など、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた体制が整いつつあります。また、殆どの学校で「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を適切に作成し、学校全体で活用していました。今後も「分かる・できる」授業づくりを推進していきます。

(4) 家庭・地域との連携



家庭や地域と連携し、教育活動の充実に資する取組を行っている学校が多く見られました。具体的には、ゲストティーチャーの活用や、保護者の会によるボランティア活動などです。今後も、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を推進していきます。

生徒指導の充実と「安全・安心」な学校体制づくり

①いじめの未然防止・初期対応並びに不登校支援の充実

いじめの未然防止・初期対応については、「いじめ認知シート」「いじめ対応マニュアル」「相談アプリの導入」等、各市が様々な手立てを講じており、積極的認知・早期対応が進んでいます。さらに、管内すべての学校で、「SOSの出し方教育」が、年度初めや長期休業明け等、適切な時期に実施されていました。未だ、命に関わる事件・事故が複数多発している状況です。「心の危機に気付く力・相談する力・相談を受ける力」等の予防教育について、さらなる充実が求められ子供のSOSをキャッチする意識を高めることも喫緊の課題です。

また、今年度も管内不登校児童生徒支援推進校（以下、推進校）42校を訪問し、学校体制としての不登校支援の在り方や、校内教育支援センターの効果的な活用について、各市教育委員会担当者や管理職の先生方をはじめとした教職員の皆様と共通認識を図りました。併せて、推進校の役割として、不登校支援の先進的な取組を、周辺の学校をはじめ、市内へ広げていくことをお願いしました。各学校におかれましては、ぜひ、近隣の推進校における校内教育支援センターの取組はどういったものなのか、実際に話を聞いたり見たりする機会を設けていただけると幸いです。

県のホームページでは、校内教育支援センター活用事例集を掲載しておりますので、下記の二次元コード及びURLよりアクセスしていただき、不登校支援に役立ててください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/seitoshidou/ijimemondai/futoukou-taisaku.html>



②生徒指導の実践上の視点を踏まえた「学級経営」、「授業づくり」の推進・充実

「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた「授業づくりのためのチェックリスト」を、合同訪問や要請訪問の際に各学校へ配付したり、研修の中で扱ったりすることで、子供たちの自己有用感や共感的な人間関係等を育む視点を、先生方に改めて振り返っていただく機会としました。チェックリストの中にある4つの視点は、日々の学級経営、授業づくりの中で意識していく必要があります。年間で定期的に振り返る機会を設けるとともに、「生徒指導提要」も活用し、先生同士で互いに確認し合う風土を醸成できると、子供たちにとっての「安全・安心」な学校体制にもつながってくると考えます。

「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた「授業づくりのためのチェックリスト」は、この事務所だよりと共に葛南教育事務所ホームページにも掲載します。併せてご確認ください。

③児童生徒の課題解決に向けた「学校・家庭・地域・関係機関」の連携強化

スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールロイヤー（SL）、スクールサポーター（SS）、訪問相談担当教員等の認知・理解がさらに進み、困難なケースへの対応に活用する事例がとて増えています。今年度もいじめ重大事態や子供の重大事故等への対応が発生し、当事務所配置のスクールカウンセラースーパーバイザー（SCSV）の活用が多く図られました。



現在、子供たちを取り巻く課題が多岐にわたり、保護者のニーズも多様化する中で、対応に苦慮しているといった学校の声をよく耳にします。子供たちの健全な成長を促進するために、「チーム学校」として協働しながら課題解決を図っていくことが求められます。

特別支援教育の推進を支える学校体制づくり



①ユニバーサルデザインの視点を踏まえた「学びやすさ」の構築

教室環境や視覚的な情報提示について、校内でルールを統一する学校が増え、児童生徒が学習しやすい環境が整ってきています。引き続き、特別な教育的支援を要する児童生徒の実態把握、具体的な目標設定、必要な支援についての理解を深め、児童生徒にとって「分かる・できる」授業づくりと、多様性を認め合える学級経営を行うことができるように、助言を行っていきます。

②校内委員会の機能と関係機関との連携を生かした「切れ目ない支援」の推進・充実

各学校で、特別支援教育コーディネーターの複数体制が進んでいます。また、特別支援学級担任や通級指導教室担当だけでなく、通常学級担任や専科教員が特別支援教育コーディネーターを担う学校が増えつつあり、特別な教育的支援を要する児童生徒を支える校内支援体制が整ってきています。また、特別支援教育にかかわる校内研修として、特別支援アドバイザーの派遣要請が年々増えています。外部機関を積極的に活用し、各機関と連携しながら児童生徒への支援の充実を図ることを今後も推進し、切れ目ない支援を継続していけるよう、助言を行っていきます。

③個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用による、適切な合理的配慮と個に応じた支援の提供

特別支援学級に在籍している児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒だけでなく、通常学級に在籍している特別な教育的支援を要する児童生徒に対しても、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成が進んでいます。今後も、合理的配慮の正しい理解と、児童生徒一人一人に応じた支援について助言を行っていきます。



家庭教育への支援と家庭・地域との連携・協働の推進

①「地域連携のススメ」の活用等による地域全体で子供を育てる体制の構築

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置が進み、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を中心とした地域学校協働活動が始まっています。地域コーディネーター研修や「地域連携のススメ」を活用して、学校教育活動の充実や働き方改革を推進していきます。

②「学校から発信する家庭教育支援プログラム」等による家庭教育への支援の活用

「学校から発信する家庭教育支援プログラム」等を活用し、様々な家庭と連携しながら家庭教育を支援していきます。下記の二次元コード及びURLよりアクセスしてください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shougaku/renkei/kateikyoku/gakkoukara.html>



不祥事の根絶に向けて

【管理課】

今年度、県内の教職員の懲戒処分の件数が29件（監督責任含む）となりました（2月4日現在）。管内では、学校徴収金の着服、通勤手当の不適正受給等、教育公務員として断じてあってはならない内容で処分されています。

懲戒処分の指針【抜粋】



2 公金公物取扱い関係

(1) 横領

公金又は公物（学校徴収金等の諸会計に係る財産及び関係団体の財産を含む。以下同じ。）を横領した職員は、**免職**とする。

(8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に条例等に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、**減給又は戒告**とする。

諸手当は、それぞれの手当の支給要件に当てはまる職員についてのみ、支給されるものです。届出事項に変更が生じた場合は、**15日以内の届出**が必要です。公共交通機関で通勤の届出をしているのに、自家用車・自転車・徒歩で通勤している等、申請と実態が異なる状態で受給している手当はありませんか。

「【教職員用】不祥事の未然防止に係る自己分析シート」の活用等で常に内省し、不祥事につながる自己の考えの甘さがないかを分析し、不祥事根絶に向けて取り組んでください。

- No.1 全体の奉仕者であることを自覚し、法令等を遵守するとともに、公務員倫理を意識して行動している。
- No.2 不祥事を起こせば、自分自身や家族が深刻な打撃を受けるのは当然のこと、不祥事に対する事後処理、児童生徒や保護者への対応、業務の肩代わりなど、周囲の職員が本来業務に使うべき多くの労力と時間をつぎ込まねばならないことを理解している。
- No.3 不祥事に関する報道を「他人事」とせず、常日頃から「自分事」と捉え、職場及び家庭において、気軽に相談をしたり、周囲の言動について建設的に指摘したりするなど、不祥事を未然に防ぐための声掛けを行っている。
- No.4 懲戒処分に付されると、履歴書に記載されるとともに、昇給や手当に影響するなど、生涯に渡って大きな経済的不利益を被ることを知っている。

「【教職員用】不祥事の未然防止に係る自己分析シート」より

教職員は、児童生徒を教え、育てる立場にあることから、高い倫理観をもち、法令等を遵守し、児童生徒や保護者及び県民の信頼に応えていくことが求められています。私たちの仕事は、子供たちの成長と幸せを支える、極めて重要な使命を帯びています。学校で働くことに誇りをもって、全教職員で不祥事根絶に取り組んでいきましょう。

管内永年勤続者表彰

令和7年11月5日(水)に葛南教育事務所において、永年勤続者感謝状の贈呈を行いました。

この感謝状の贈呈は、モラルアッププロジェクト委員会答申(平成16年12月14日)を受け、管内の学校教育進展のために尽力された方々に対し、敬意を表するとともに、今後のさらなる活躍に向け、職員の士気の向上を図ることを目的に管内独自で実施しています。

今年度も、葛南教育事務所と葛南地区教育委員会連絡協議会より、管内で勤続30年を迎えられた教職員の皆様33名に葛南教育事務所長から感謝状を贈呈しました。贈呈式には各市教育委員会教育長にも参加していただきました。主催者を代表して、習志野市教育委員会教育長と葛南教育事務所長から、永年にわたり千葉県教育に大きく貢献されたことに対して敬意と感謝の意をお伝えしました。

今後も「UNIFY(ユニファイ)」を合言葉に、管内5市の教職員が一つになり、VUCAの時代を生き抜く子供たちの育成のために、より一層の御尽力をお願いします。



令和8年度 新規採用教職員事務打合せ会

令和8年2月9日(月)から4日間、7回にわたり、葛南教育事務所において、新規採用教職員(約320名)に向けての採用事務打合せ会を行いました。

会の冒頭には、葛南教育事務所長から挨拶がありました。採用されたことに対するお祝いの言葉や、社会人として身に付けてほしいこと、子供のSOSを見逃さないこと等の話がありました。

続いて、管理課長、指導室長からは、教育公務員として見られているという意識をもつこと、学び続けることを大切にしてほしいこと等を伝えました。

また、新規採用教職員の不安や悩みを少しでも軽減するため、先輩教職員からの話や個別面談を行いました。個別面談では、不安に思っていることを所職員が聞き取り、4月1日を少しでも安心して迎えらるるよう話をしました。新規採用教職員からは笑顔も見られ、子供たちとの出会いを楽しみにしている様子が窺えました。

新規採用教職員が、新天地で活躍されることを心から願っています。



